

平成27年度（第2回）

恵庭市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門部会

日時：平成27年12月24日（木）午後3時

場所：恵庭市役所3階 301・302会議室

《 次 第 》

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 報告事項

ページ

- | | | |
|--------------------------------------|-----|-------|
| 1. 恵庭市介護支援ボランティアポイント事業概要について | 資料① | 1～2 |
| 2. 特定施設入居者生活介護事業予定者の選定結果について | 資料② | 3 |
| 3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスアンケート集計結果について | 資料③ | 4～8 |
| 4. 日常生活圏域の見直しについて | 資料④ | 9～11 |
| 5. （仮称）恵庭市成年後見センターの設置について | 資料⑤ | 12～14 |
| 6. 恵庭市地域密着型サービス事業者の指定（更新）について | 資料⑥ | 15 |
| 7. 認知症対応型共同生活介護の公募スケジュールについて（案） | 資料⑦ | 16 |
| 8. 介護予防支援業務の一部委託について | 資料⑧ | 17 |

4. 閉 会

恵庭市介護支援ボランティアポイント事業概要について

目 的（要綱第1条）

- ・高齢者に対する日常的、主体的な地域での支え合いの育成・支援。

効 果（要綱第2条）

- ・高齢者の社会参加や外出機会の提供を行うことで、生きがいつくりと介護予防につなげ、健康寿命を延ばし、介護給付費等の費用を抑制。

事 業 名

- ・恵庭市介護支援ボランティアポイント事業 ※管理機関（委託先）での愛称例「あったまーるポイント事業」など

管 理 機 関（要綱第4条）

- ・恵庭市社会福祉協議会に委託して実施。

内 容

(1) 対象者（要綱第3条）

- ・市内在住の恵庭市介護保険第1号被保険者
- ・介護保険法に基づく要介護認定を受けていないもの（要支援は含む）

(2) 活動施設及び活動内容（要綱第7条）

- ・高齢者支援施設・事業所等で行ったボランティア活動に対してポイントを付与する。

活 動 施 設	活 動 内 容
・グループホーム ・有料老人ホーム ・サービス付高齢者住宅 等 ※いずれも市に活動施設として登録が必要	・囲碁・将棋などの趣味活動の相手 ・入所者・利用者の話し相手 ・入所者・利用者に対する芸能等の披露 等 ※ただしどの活動も利用者や入居者との協同作業に限る。

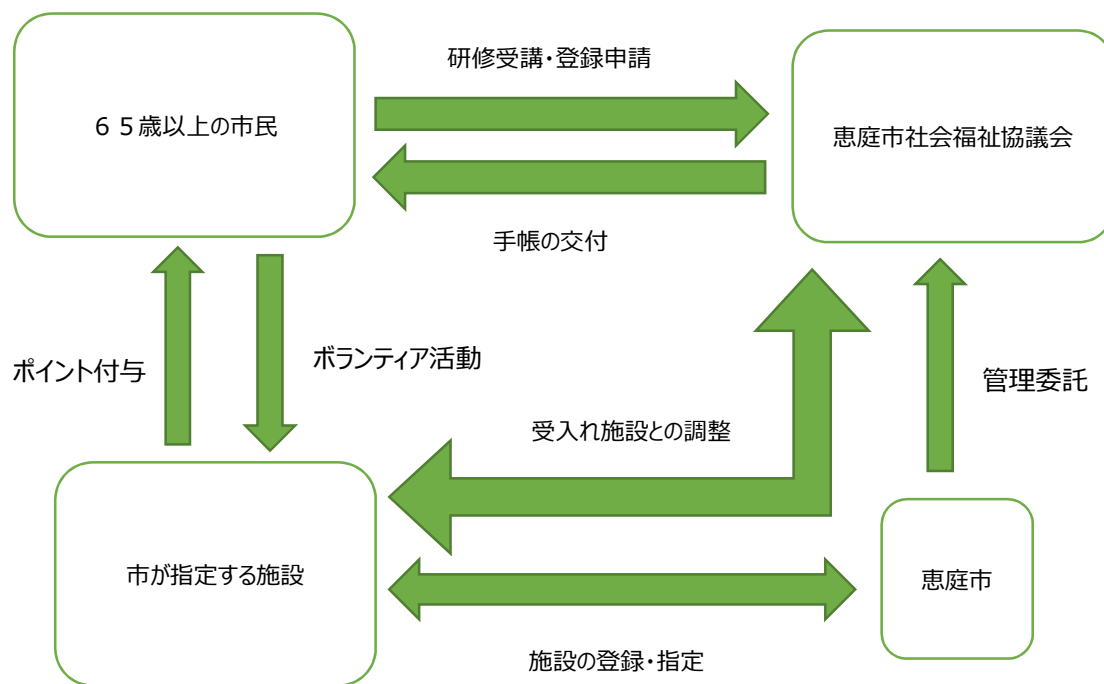
(3) ポイントについて（要綱第9条）

- ・介護支援ボランティアが持参するポイント手帳にポイントを付与。
- ・活動1時間につき1ポイント。1日の上限は2ポイントまでとし、期間は毎年1月1日から12月31日までの1年間とします。

(4) ポイントの換金（要綱第10条）

- ・1ポイントにつき100円とし、1年度において換金できる額は5,000円を上限とします。申請期間は1月から2月までとし、市へ申請し、市が介護保険料の未納、滞納を確認し換金します。また、要綱11条では、市の「花子さん愛情寄付」や社会福祉協議会の「愛情銀行」に寄付することができることとしております。

恵庭市介護支援ボランティアポイント事業の流れ



実施スケジュール

	恵庭市	管理機関
H27. 7. 1	第 1 回専門部会	
H27. 7.29	恵庭市社会福祉協議会打合せ ③	
H27. 8.24	恵庭市社会福祉協議会打合せ ④	
H27. 9. 2	事業所向けアンケート実施	
H27. 9.30	恵庭市社会福祉協議会打合せ ⑤	
H27.10.23	実施要綱策定	
H27.11.18	事業説明（ボランティアセンター運営委員会）	
H27.11.24	事業説明（事業所対象）	
H27.12.24	第 2 回専門部会	
H28. 1	受入施設依頼	
H28. 2	受入施設指定	
H28. 3	委託契約事務	
H28. 4	事務移管（ 恵庭市 ⇒ 管理機関 ）	
H28. 5		登録研修会 ①
H28. 6		登録研修会 ②
H28. 7		ボランティア活動開始
実施期間（随時説明会実施）		
H28.11		更新研修会
H28.12		ポイント交付終了/H29 手帳交付
H29. 1		換金申請受付
H29. 2		換金申請受付
H29. 3	換金決定通知・支給	

特定施設入居者生活介護事業予定者の選定結果について

※恵庭市介護保険サービス事業者選定委員会の選定結果

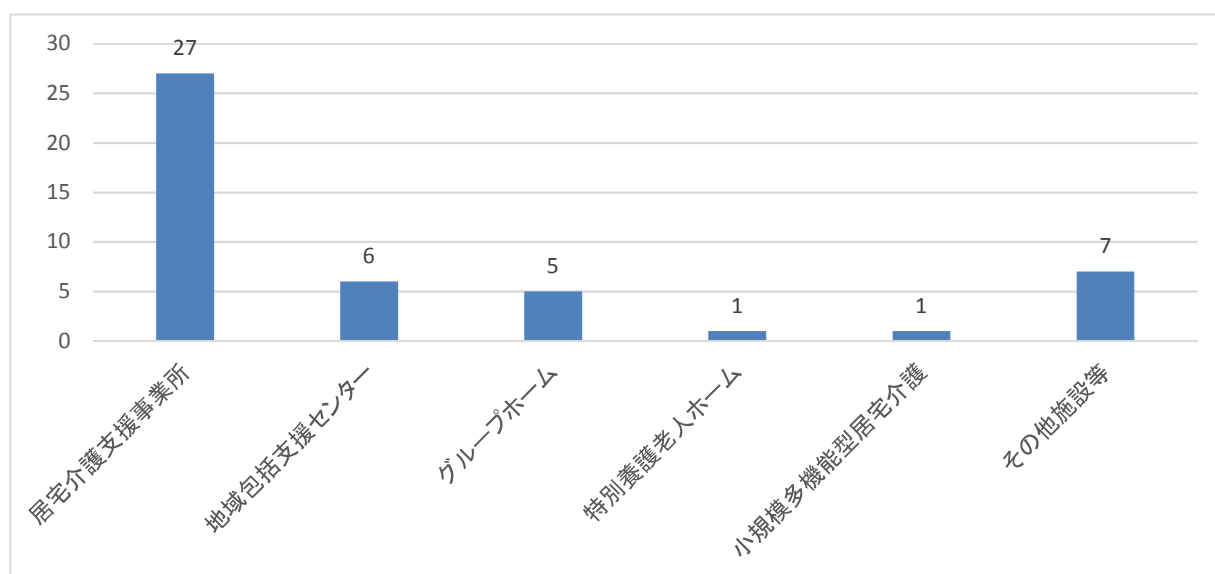
1	事業名	恵庭市特定施設入居者生活介護事業						
2	事業予定者	医療法人社団 慶心会						
3	選定方法	公募を行い選定委員総合審査により選定いたしました。 事業者（2法人）より提出のあった応募書類の内容を踏まえ、当該事業に関わる恵庭市介護保険サービス事業者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を開催し、委員の書類審査・事業者プレゼン審査・ヒアリング審査による総合審査を実施いたしました。						
4	選定結果	選定結果は以下のとおりです。 評価得点の満点は200点で、選定条件は120点以上であり、2法人とも120点以上の総合得点であったことから、選定委員会で選考の結果、総合得点の最も高かった「医療法人社団 慶心会」を当該事業の予定者として選定いたしました。 <table><tr><th>結果</th><th>提案者</th></tr><tr><td>事業予定者</td><td>医療法人社団慶心会</td></tr><tr><td>—</td><td>A社</td></tr></table>	結果	提案者	事業予定者	医療法人社団慶心会	—	A社
結果	提案者							
事業予定者	医療法人社団慶心会							
—	A社							
5	開催日	第1回 平成27年10月6日（火） 第2回 平成27年10月27日（火） 第3回 平成27年11月9日（月）						

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスアンケート集計結果について

平成27年3月に指定事業所が指定廃止（業績不振）となり、4月以降サービスが提供されていない状況が続いています。そのため第6期計画に基づき再度指定事業者の公募・指定を検討していることから第1回包括ケア会議（4/21）と介護支援専門員協議会総会(6/30)の出席者に対してアンケートを行い、その結果を集計したものです。

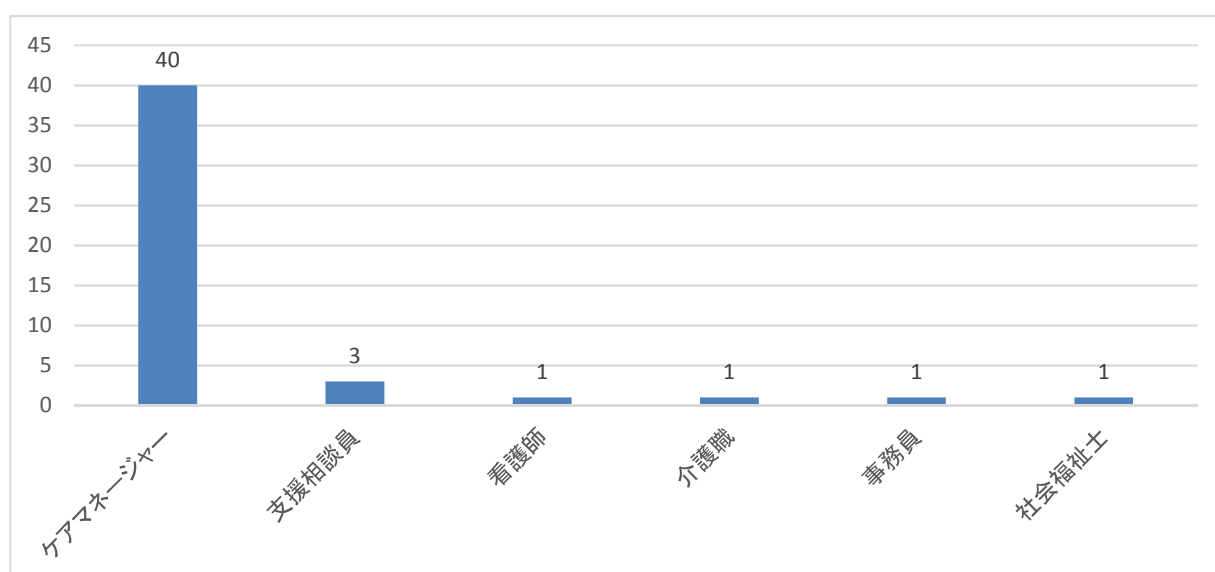
■あなたのお勤め先の介護サービスの種類をご記入ください。

回答数：47人

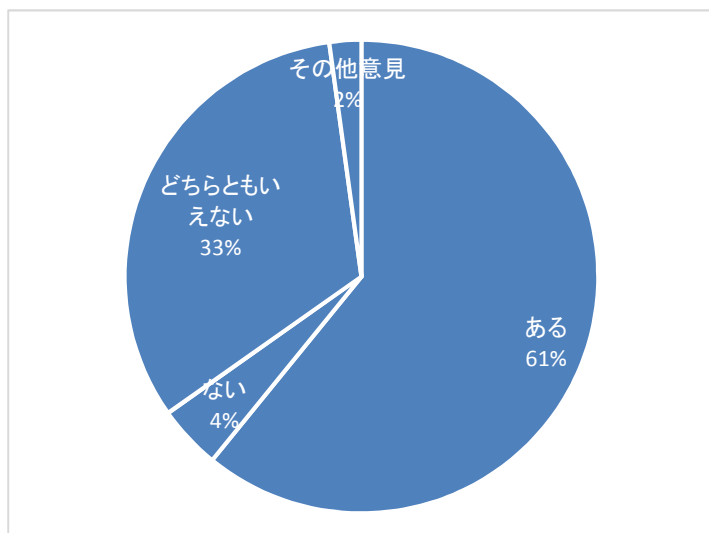


■あなたの職種をご記入ください。

回答数：47人



問1.現在、恵庭市内で定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの需要は？



<結 果>

現在、定期巡回サービスの需要が「ある」との回答は61%であった。

サービスの内容を理解する必要があるとの意見があった。

(人)

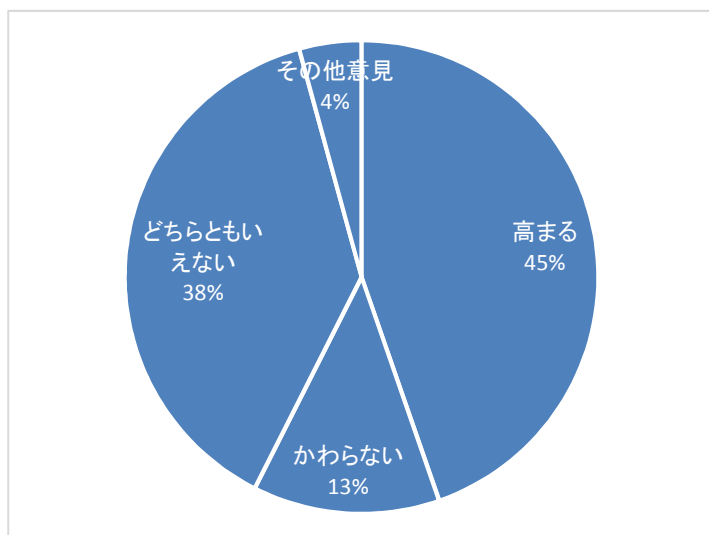
1 ある	28
2 ない	2
3 どちらともいえない	15
4 その他意見	1
	46

自 由 記 述

※無回答1人

- ・ あると良いとは思いますが。
- ・ 在宅生活の維持のため一人暮らし、介護者就労、病弱等ニーズは沢山あると思われる。
- ・ 需要はあるが少数。(他複数より同意見あり)
- ・ 自分の担当するケースではまだ需要はありません。
- ・ 上手に行えば需要はある。
- ・ 定期巡回のサービス内容を理解できれば需要は出てくると思います。

問2.今後、恵庭市内で定期巡回の需要は高まると思いますか。



<結 果>

今後、定期巡回サービスの需要が「高まる」との回答は45%であった。

病院や施設への希望者が増加するなどサービスが多様化することで需要の高まりが考えられるとの意見がある一方、その内容の周知の仕方に工夫が必要との意見があった。

(人)

1 ある	21
2 ない	6
3 どちらともいえない	18
4 その他意見	2
	47

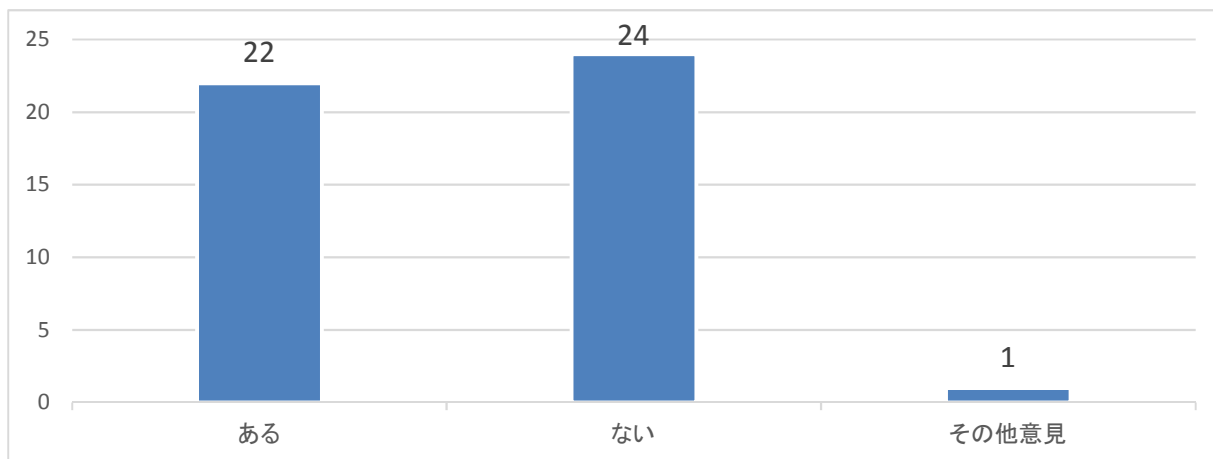
自 由 記 述

- ・ 今の点数では使いづらい。
- ・ 今後より多様化したサービスが求められると思います。
- ・ 時間はかかるが高まっていくと思います。
- ・ 高めたいと思い行動すれば高まる。
- ・ 病院入院、施設入所できない時点 came 時、急に高まると思います。
- ・ 要支援の方は使えず要介護の人は使えても具体的にどうしたらいいかわからない。
サービス内容や実例を交えて周知していけば変わってくるかもしれません。

問3.ご自身の日常業務の中で定期巡回との連携を検討されたことはありますか。

<結 果>

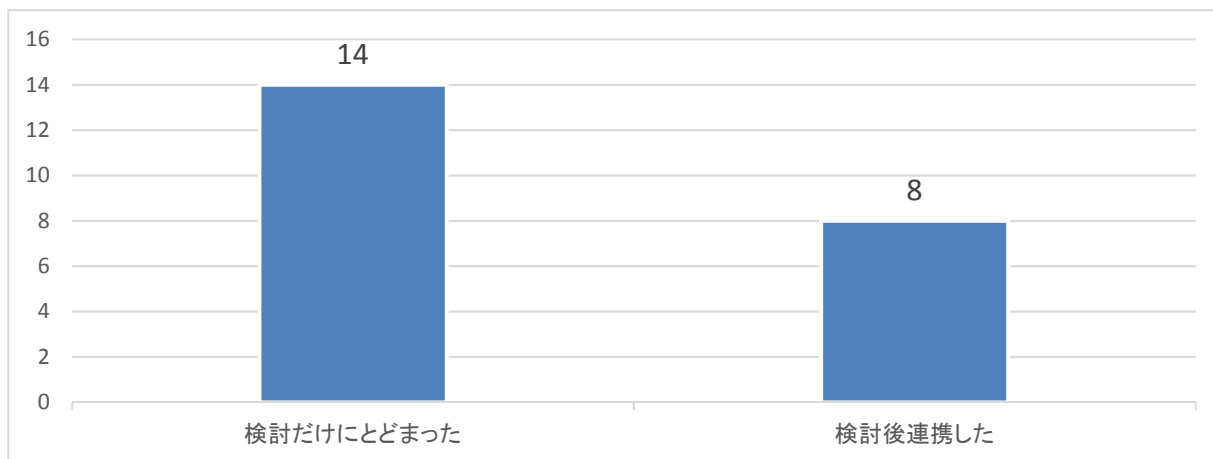
定期巡回サービスの連携については検討を行ったものの、実際の連携まで結びつかないケースの方が多い。



自 由 記 述

- ・ 短時間のサービスでは生活が支えられない。
- ・ 連携し、このサービスを頼りにしていただけに撤退し大変ご利用者、ご家族へ迷惑、不安を与えてしまった。

問4.問3で連携を検討したことがあると答えた方は、検討の結果どうされましたか。



自 由 記 述

- ・ 自分のケースではないが他のソーシャルワーカーのケースで利用したことがあります。
- ・ 短期間利用でしたが行えました。
- ・ 利用者様と提供できるサービスの内容が合致せず実施には至らなかった。

問5. 定期巡回は在宅医療・介護連携を推進するために必要な介護サービスのひとつですが今後、定期巡回が恵庭市内で機能していくにはどのような取り組みが必要と考えますか。

自由記述

1 / 2

行政の支援	・ 1年でやめた事の市の責任はなかったのですか。もう少しバックアップが必要だったと思います。残念です。（市の中でエキスパートはいないのでしょうか。） ・ 市の協力体制必須、エキスパート指導、丸なげしない！ ・ ①サービスの内容（詳細なもの）を周知する。②医療系の部分を周知する。（前は不備であった）③巡回時間の介護内容が足りないので延長も可能に。 ・ 人員の確保、市の協力体制。 ・ 人材育成、地域との細かな連携。
周知の必要性	・ 利用者、家族はもとより周知徹底がなされていなかったのではないかと。またできないこと等マイナスイメージがなかったか。ケアマネジャーへの周知から再度必要と思われる。（アピール不足）すみません。ご利用の方がおり、大変迷惑とご不安を与えております。 ・ まだ馴染みがない為どのように使っているかわからないと思います。ケアマネジャー、メディカルソーシャルワーカーなどへの周知が必要だと思います。 ・ 利用につなげるためサービスの周知をしていく必要があると思います。 ・ 問2に記載しましたが制度の周知の必要性を感じています。 ・ P Rは不足していなかったか。ケアマネへの説明は全体と事業所挨拶くらいではなかったか。周知不足。勉強会必要。
ケアマネの理解	・ ①ケアマネがこのサービスをよく理解し、利用者への周知をきちんと行うことだと考えます。②実際に利用している方のご意見、ご要望をよく聞き、どのような方へサービスを勧めるか検討すること。 ・ ケアマネ連協で事例報告会を行うのはどうでしょうか。 ・ 定期巡回を利用しているケースの事例紹介があればよいと思います。 ・ 援助部分を細かく計画することのできるサービスだがケアマネ自身の理解が必要。事前の打ち合わせをしっかりと行う必要もあり、ケアマネの能力が問われ、導入に向けての労力は大きい。連携する訪問看護事業所は市内の事業所が望ましい。 ・ 恵庭くらいの規模（顔が見えて連携が図りやすい）であれば地元に基づいた事業所だと情報共有や微妙なお願いがしやすいと思います。相談したケースは認知低下あり、医療の関わりが必要な方でしたがノテが撤収後は施設に入るしかありませんでした。そういう方を在宅で支えるには絶対に必要なサービスだと思います。
継続する条件	・ 看護師配置は必須と思われます。 ・ 事業所があること。 ・ 施設入所レベルの方が利用者像となります。具体的なモデルケースを示し、在宅でも生活できることを本人、家族に伝え、選択肢のひとつとなればこれまで以上に選ばれると思います。 ・ 例えば週3回は1－2時間の家事支援もして頂けるなど長時間サービスの組み合わせが必要。

継続する条件

- ・ 他のサービス（支援内容）と柔軟に組み合わせることができると利用しやすいと思う。生活援助等、使いやすくしてほしい。
- ・ 定期巡回で解決できないこと、入浴・調理・買物・掃除などが自分のケースではあり、利用に至りませんでした。
- ・ できる限り利用者のニーズに応えられるサービス事業者の柔軟な対応が必要かと思います。
- ・ 独居の方が暮らしていく中で短時間の訪問介護のみが必要ではなく、掃除や調理、入浴介助等も必要になります。全ての利用ができてこそ生活が成り立つと思います。
- ・ 根づくまで継続して機能できるような事業所選定が必要だと思われます。

日常生活圏域の見直し

見直しの背景

- 高齢者人口の増加
- 日常生活圏域間の高齢者人口にバラツキ
- **地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例**
 - 職員及び員数に関する基準
 - 日常生活圏域(高齢者人口3,000人以上6,000人未満)ごとに、地域包括支援センターを1ヶ所設置

見直しの背景

現日常生活圏域

日常生活圏域	漁川右岸地区		漁川左岸地区		島松・恵み野地区		計	
担当	ひがし地域包括支援センター		みなみ地域包括支援センター		きた地域包括支援センター			
人口	28,045		19,654		21,240		68,939	
高齢者数 (高齢化率)	5,835	20.8%	4,770	24.3%	6,473	30.5%	17,078	24.8%
前期高齢者 (65～74歳)	3,020	10.8%	2,533	12.9%	3,296	15.5%	8,849	12.8%
後期高齢者 (75歳～)	2,815	10.0%	2,237	11.4%	3,177	15.0%	8,229	11.9%

日常生活圏域見直し案

日常生活圏域	新圏域A		新圏域B		新圏域C		新圏域D		計	
担当	きた地域包括支援センター		新規 地域包括支援センター		みなみ地域包括支援センター		ひがし 地域包括支援センター			
人口	13,185		15,908		17,548		22,298		68,939	
高齢者数 (高齢化率)	4,137	31.4%	4,215	26.5%	4,234	24.1%	4,492	20.1%	17,078	24.8%
前期高齢者 (65～74歳)	1,925	14.6%	2,464	15.5%	2,187	12.5%	2,273	10.2%	8,849	12.8%
後期高齢者 (75歳～)	2,212	16.8%	1,751	11.0%	2,047	11.7%	2,219	10.0%	8,229	11.9%

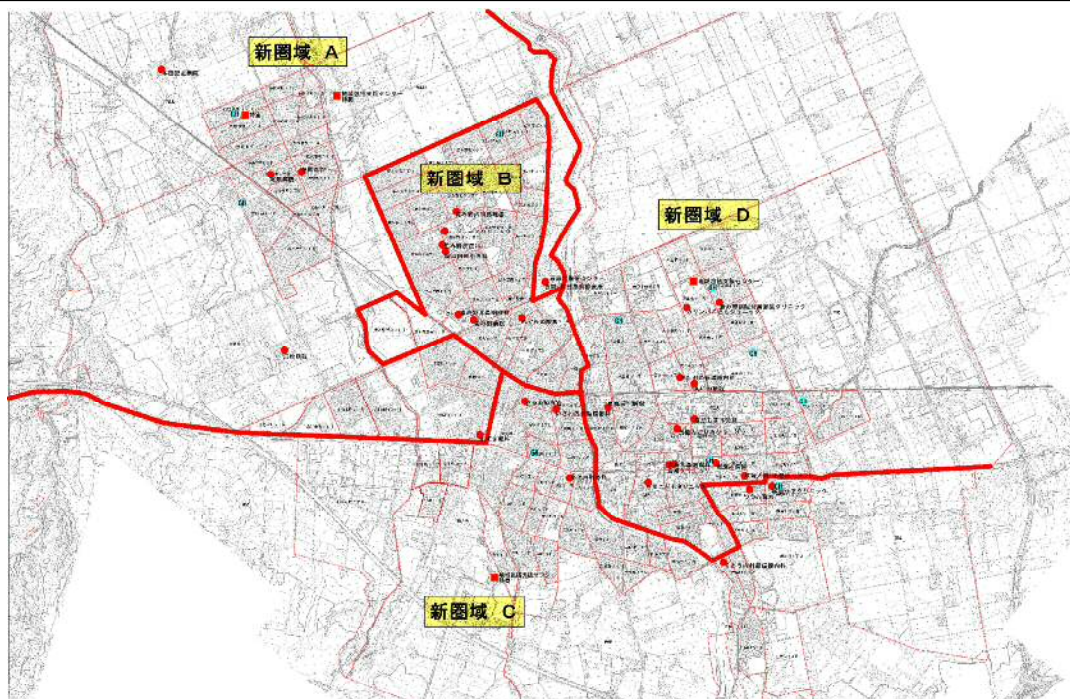
見直しの考え方

- 地理的条件や地域の社会資源、これまでの地域活動等を勘案し、現在の圏域を尊重。
- 地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例による、職員及び人員に関する基準を勘案する。

→日常生活圏域を3圏域から4圏域

今後のスケジュール(予定)

- H27.11 予算要求
- H27.12 社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門部会に報告
- H28.2 厚生消防常任委員会に報告
- H28.3～4 恵庭市地域包括支援センター事業委託法人公募説明会
- H28.5～6 応募受付
ヒヤリング、プレゼンテーション
- H28.6～7 受託法人選定
- H28.10～12 新 地域包括支援センター設置準備(引継等)
- H29.1 新 地域包括支援センター設置



(仮称)恵庭市成年後見センター 設立について

(仮称)恵庭市成年後見センター設立検討に至る経緯

- 老人福祉法
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 知的障害者福祉法
 - 市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずよう努めるものとする。
- 道内先進地2箇所視察
 - 小樽・北後志成年後見センター 美唄市社会福祉協議会
- 市民後見人養成研修実施(北海道と共催)
 - H26.10～11 6日間実施 18名修了

(仮称)恵庭市成年後見センター設立について

- 平成28年度中に設立予定
平成27年4月 設立準備検討委員会を組織

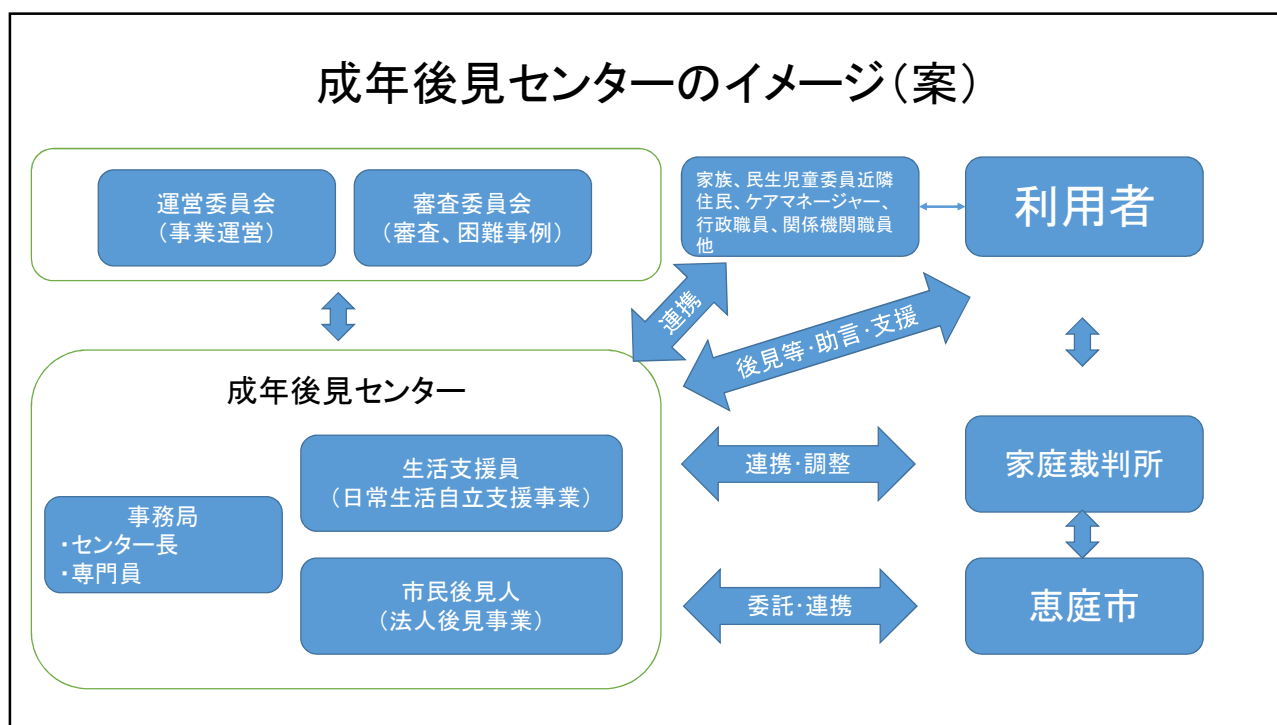
社会福祉協議会役員	◎鏡 貢
日常生活自立支援事業生活支援員	村山 勝子
市民後見人養成研修修了者	葛西 一夫
法律関係者	森田 祐一(弁護士)
法律関係者	松本 史典(行政書士)
医療関係者	○橋本 清孝(精神保健福祉士)
地域包括支援センター(たよれーる)	池田 孝志(社会福祉士)
障がい者総合相談支援センター(eふらっと)	中川 広大(相談支援専門員)
社会福祉協議会日自担当	長政 亨

◎委員長 ○副委員長 事務局 障がい福祉課 介護福祉課

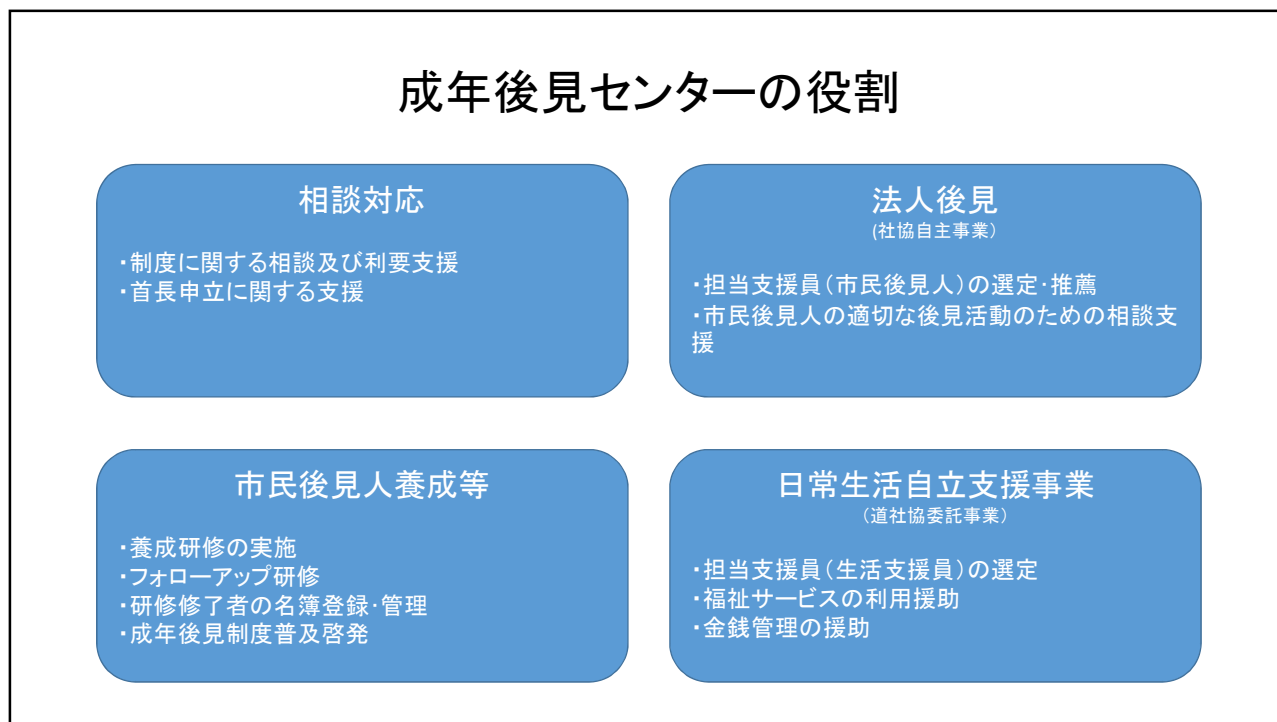
設立に向けたスケジュール(予定)

- H27.6.18 先進地視察
- H27.7.23 第2回(仮称)恵庭市成年後見センター設立準備検討委員会
- H27.11 予算要求
- H27.11.25 法人後見受任に向けた打合(家庭裁判所、社会福祉協議会、介護福祉課)
- H27.12.24 社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門部会に報告
- H28.1 第3回(仮称)恵庭市成年後見センター設立準備検討委員会
- H28.2 厚生消防常任委員会に報告
- H28.3 第4回(仮称)恵庭市成年後見センター設立準備検討委員会
- H28.4 (仮称)恵庭市成年後見センター設立

成年後見センターのイメージ(案)



成年後見センターの役割



恵庭市地域密着型サービス事業者の指定(更新)について

1. 指定について

介護保険法第78条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者の指定は、市町村が行います。

2. 申請法人等の概要

申請法人等の概要

指 定 年 月 日		平成27年10月1日
指定有効期間満了日		平成33年9月30日
指 定 更 新 年 月 日		平成33年10月1日
事業者	法人名	株式会社　ニチイ学館
	所在地	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
	代表者	代表取締役　寺田　明彦
施設	事業所名	ニチイケアセンター恵庭
	所在地	恵庭市黄金南1丁目21番地の5
	サービス	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
	定員	2ユニット　18人定員

3. 指定審査について

介護保険法施行規則第131条の8、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を基に審査。

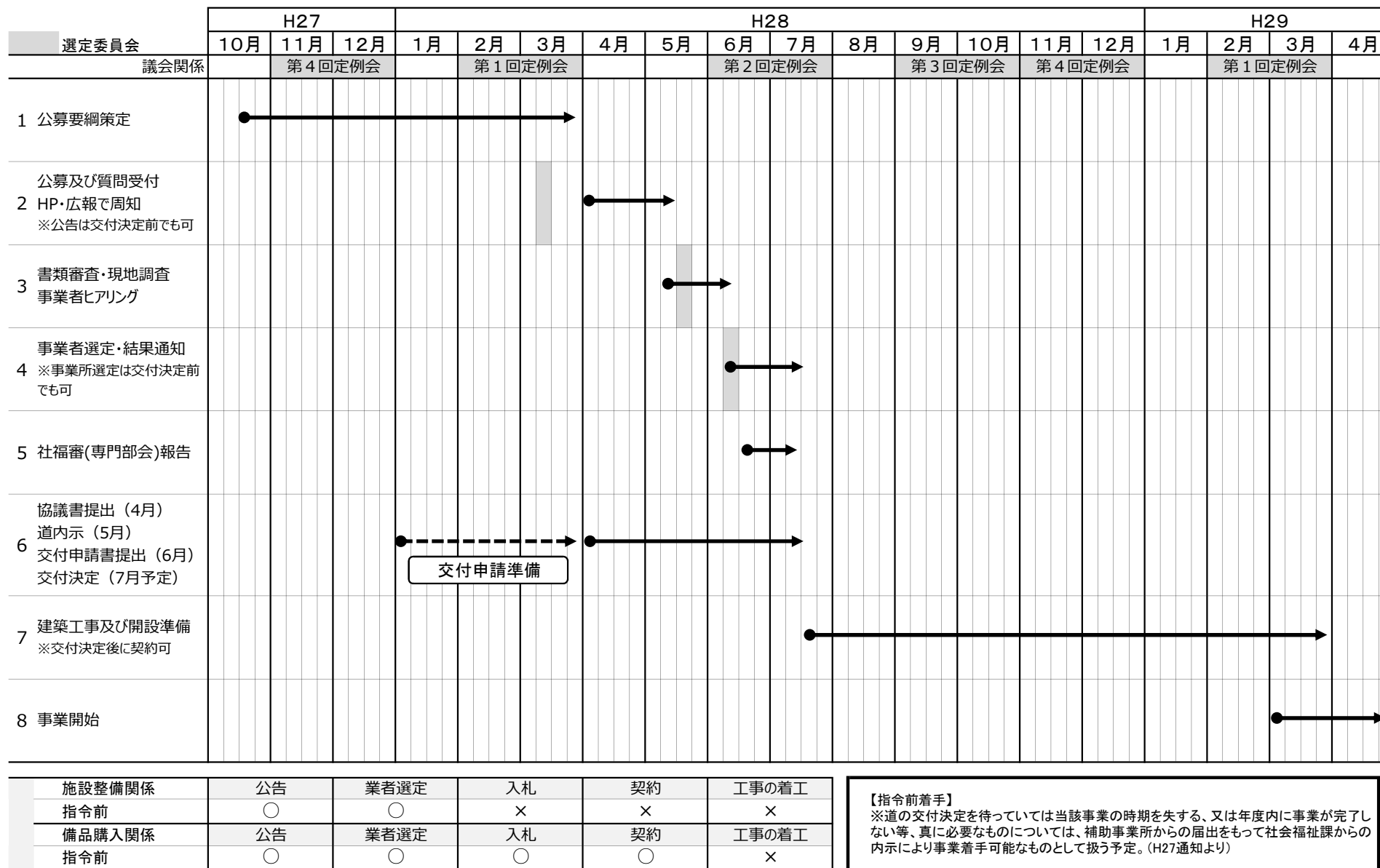
4. 他市の入居者の取扱い

現在、1人市外(札幌市)の住民が入居しています。
札幌市と協議を行い、継続入居を了承しています。

5. その他の介護事業所の指定状況について(平成29年3月31日までに満了日を迎える事業所)

名 称	指 定 年 月 日	指定の有効期間満了日
グループホームのりこハウス	平成22年 2月22日	平成28年 2月21日
小規模多機能施設のりこハウス	平成22年 2月22日	平成28年 2月21日
小規模多機能型居宅介護島松ふくろうの園	平成22年 2月22日	平成28年 2月21日
地域密着型特別養護老人ホーム島松ふくろうの園	平成22年 2月22日	平成28年 2月21日
グループホーム花いちもんめ	平成22年 5月28日	平成28年 5月27日
グループホームだんらんこがね	平成22年 8月17日	平成28年 8月16日

認知症対応型共同生活介護の公募スケジュールについて(案)



介護予防支援業務の一部委託について

介護予防支援業務の一部委託については、介護保険法第115条の23第3項で指定介護予防支援事業者は厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができると定められています。

また、介護保険法施行規則第140条の35では、指定介護予防支援の一部を委託しようとするときは、あらかじめ市町村長に届け出なければならない旨が定められています。

平成27年度は以下の2件の届け出がありましたので報告します。

① 事業者名 まんま

指定介護予防支援事業所	恵庭市ひがし地域包括支援センター
指定居宅介護支援事業所	まんま (神奈川県相模原市南区相模台3-5-18)
法人名	特定非営利活動法人ワーコレまんま
委託期間	平成27年9月10日～平成29年9月9日
委託する理由	平成20年に交通事故で受傷した左股関節の疼痛が増強し、当時手術を受けた神奈川県内の整形外科病院に通院治療中である。そのため同県内の長女宅に滞在している。 本人・家族は今後も主治医による治療を希望しており、サービス利用による生活環境の改善の必要性も確認されているため。

② 事業者名 みのり札幌東指定居宅介護支援事業所

指定介護予防支援事業所	恵庭市みなみ地域包括支援センター
指定居宅介護支援事業所	みのり札幌東指定居宅介護支援事業所 (北海道札幌市東区北18条東1丁目3番24号 岡崎ビル2F)
法人名	株式会社 アクティブ・ケア
委託期間	平成27年11月17日～平成29年11月16日
委託する理由	これまで介護サービス等を利用しながら独居生活を送ってきたが、認知機能の低下により支援が必要な状況になってきている。しかしながら家族が遠方で日常的な支援が困難であるため、平成27年11月17日に札幌市内の孫の自宅近くのサービス付高齢者住宅へ転居している。転居先でも継続した介護サービスの利用の意向があるため、地域の実情や最新情報を把握している居宅介護支援事業所へ委託することで、より適切な支援をうけることが可能となると考えるため。

■ 審査について

介護保険法第115条の23第3項、及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第12条を基に審査しました。

